

岩手県告示第285号

河川法（昭和39年法律第167号）第56条第1項の規定に基づき、次の土地を河川予定地として指定する。

平成22年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川の名称及び平面図

1 級河川、2 級河川の別	水系名	河川名	平面図
1 級河川	北上川水系	木賊川	別紙図面のとおり。

2 指定する土地

別紙図面に茶色で着色した部分の区域内の土地（河川区域内の土地を除く。）

備考 別紙図面は、省略し、岩手県県土整備部河川課及び盛岡地方振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。